

令和7年度さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会第1回会議  
会議要旨（要約）

- 1 会議日時 令和7年7月17日（木） 14：00～15：30
- 2 会議場所 さぬき市寒川第2庁舎 203会議室
- 3 出席者 [委員] (委員氏名) 横尾委員 真鍋委員 山下委員  
井川委員 阿部委員 寺井委員  
棚田委員 小野田委員 橋口委員  
鎌倉委員 神野委員 溝渕委員  
[事務局] (職・氏名) 教育委員会 佐藤部長  
学校教育課 横村課長  
学校教育課大川学校給食共同調理場  
國方所長  
学校教育課 南主任主事 大嶋主事
- [傍聴人] なし
- 議題 (1) 委員長の選任及び委員長の職務を代理する委員の指名について  
(2) 会議の公開非公開の決定について  
(3) 食物アレルギー対応委員会について  
(4) 食物アレルギーの基礎知識及び学校給食における対応の基本的な考え方について  
(5) 食物アレルギー対応の進め方について  
(6) その他
- 5 資料 資料1 さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会について  
資料2 新しい学校給食共同調理場の施設整備及び運営について  
資料3 さぬき市学校給食食物アレルギー対応マニュアル（案）  
別添 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

6 会議要旨

発言者	意見概要等
事務局	只今から、令和7年度さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会第1回会議を開催いたします。 それでは、開会に当たりまして、さぬき市教育委員会 佐藤部長より御挨拶を申し上げます。
部長	さぬき市教育委員会の佐藤と申します。今日は猛暑の中、一雨恵みの雨とは言え、足元の悪いなかご出席いただきましてありがとうございます。また、ご多忙のなか、さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会の委員をお引き受けください感謝いたします。皆さんご存じのとおり、現在さぬき市には2か所学校給食共同調理場がございますが、それぞれが、現段階

ではアレルギー対応食の提供ができない状況でございます。また、設備の老朽化と、それぞれの調理場が広さ、土地のスペースに限界があり、そこにアレルギー対応食のラインを増設するのは不可能だという事情がございまして、令和4年度から調理場をどうするのか検討委員会を立ち上げ、その中でアレルギー対応食に対応した調理場を市内1か所で新たに新規建設することの答申を受けまして、令和9年度4月の運営開始に向けて建設を進めているところであります。新しい調理場では、国のガイドラインに基づいて対応委員会を立ち上げ、方針や環境整備、医師会や消防機関との連携等につきましてご審議いただきたいと思います。本日の会議の中で担当から詳しく説明していただきますが、基本的には、子どもたちに安心で安全な給食を提供するということではありますので、より良い学校給食が提供できるよう皆さんのご意見をよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

学校給食食物アレルギー対応委員会は、「さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱」の規定に基づき、学校給食における食物アレルギー対応の方針の策定に関すること等を所掌事務として設置されたものです。

設置要綱第3条第2項の規定により、構成員として、学校の校長及び園長の代表、保護者の代表、養護教諭の代表、学校の栄養教諭又は学校栄養職員の代表、学校医の代表の皆様方に委員を委嘱又は任命しております。

このうち、市の機関以外からの委員といたしましては、保護者代表として、井川委員、阿部委員、寺井委員に、また、学校医の代表として、大川地区医師会の推薦により、溝渕委員に就任いただいています。

本日の会議は、委員会設置後、初回の会議でございますので、委員の皆様、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間の関係で既に机上に配布させていただいておりますので、御確認をいただきたいと思います。

また、委員の皆様方及び事務局職員の紹介につきましては、席次表の配布に代えさせていただきたいと思います。

議事に入る前に申し上げます。

本日の会議は、公開の対象となります。また、議事録につきましても、さぬき市のホームページに掲載して公表することとなりますのでお知らせします。

また、この会議の公開・非公開の決定につきましては、この後の議事の中で事務局から説明いたします。

なお、本日は、傍聴者希望者はいませんので御報告いたします。

これより次第に基づいて議事に入りますが、本日、委員数12名のうち全員出席いただいているので、設置要綱6条第2項の規定により、委員会の会議が成立していることを御報告いたします。

	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>設置要綱第6条第1項の規定により、委員長が議長となるとされていますが、本日の会議は、委員会設置後、初回の会議であり、まだ委員長が選出されておりません。従いまして、委員長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。</p>
	<p>それでは、議題の（1）「委員長の選任及び委員長の職務を代理する委員の指名について」でございます。</p>
	<p>委員長については、設置要綱第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることとされています。いかがいたしましょうか。</p>
委員	事務局案でいいと思います。
事務局	<p>では事務局の案を申し上げさせていただきます。</p> <p>委員長は、学校の校長及び園長の代表であります志度中学校校長の 横尾委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	〈異議なし〉
事務局	<p>それでは、委員長は 横尾委員にお願いいたします。横尾委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、設置要綱第5条第3項の規定により、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとされています。</p> <p>横尾委員長、委員長の職務を代理する委員については、いかがいたしましょうか。</p>
委員長	さぬき北小学校校長の真鍋委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
委員	〈異議なし〉
事務局	<p>それでは、委員長の職務を代理する委員につきましては、委員長の指名により、学校の校長及び園長の代表であります さぬき北小学校校長の 真鍋委員にお願いいたします。真鍋委員よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは委員長、御挨拶をお願いいたします。</p>
委員長	失礼します。改めまして志度中学校横尾と申します。よろしくお願ひいたします。先ほど、佐藤部長からもありましたが、令和9年4月から新しい共同調理場が設営され、それに伴いアレルギーに対しての対応をさぬき市として考えていくと聞いております。本校にしましても、アレルギーの対応が本当に多岐にわたり、非常に難しくなってきています。養護教諭を

	<p>中心に、本当に細やかに気を使いながら進めていかなければならないのが、今現在のアレルギー対応かなと思います。</p> <p>そういうなかで、いろんな立場の委員がおられるので、その意見を考えながら、本年度、マニュアルの作成を進めていけたらと思います。</p> <p>みなさんと一緒にアレルギーについて勉強しながらと思っていますので、皆さんのご意見をよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、先程申し上げましたとおり、設置要綱第6条第1項の規定により、委員長が議長となるとされておりますので、これより会議の進行を委員長にお願いします。</p>
委員長	<p>それでは、次第に基づきまして、議事を続けたいと思います。</p> <p>議題の（2）「会議の公開・非公開の決定について」でございます。</p> <p>本日の会議につきましては、先程、事務局から説明があったとおり公開といたします。</p> <p>本委員会の会議の公開・非公開の決定について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>本日の会議につきましては、本委員会の所掌事項を附属機関等の委員の構成及び会議の公開に関する指針に照らしたところ、特別な事由がないことから、事前に公表と決定しています。</p> <p>次回以降の会議につきましても、同様の理由により公開とすることを提案いたします。</p>
委員長	会議を公開と決定することについて、御意見があればお願いします。
委員	〈異議なし〉
委員長	<p>それでは、今後の会議についても、公開といたします。</p> <p>続きまして、議題の（3）食物アレルギー対応委員会について、事務局から説明願います。</p>
事務局	〈資料1・2に基づき説明〉
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、御質問があればお願いします。</p> <p>質問がないようですので、続きまして、議題の（4）食物アレルギーの基礎知識及び学校給食における対応の基本的な考え方について、事務局から説明願います</p>
事務局	〈資料3に基づき説明〉

委員長	ありがとうございました。資料3の第2章まで説明いただきました。ただいまの説明につきまして、御質問があればお願ひします。質問がないようですので、続きまして、議題の（5）食物アレルギーの対応の進め方について、事務局から説明願います。
事務局	〈資料3・別添ガイドラインに基づき説明〉
委員長	ありがとうございました。資料3の第3章まで説明いただきました。ただいまの説明につきまして、御質問があればお願ひします。まず、資料3の第3章について、何かご質問があればと思います。
委員	現場で実際に運営することとなると、かなりハードルが高いと感じました。例えば、実施基準2の調味料やだし、添加物によるアレルギーがないこととは、どうやって、誰が判断するのですか。注意喚起表示の除去指示がないであるとか、調理器具の共有ができることなど、結局は主治医が判断して、学校生活における健康管理指導表に詳しく書いてもらうという対応になるかと思うが、主治医でもすべてを把握できるわけではないと思います。あとは、保護者との面談で、家庭生活での状況を聞き取りながら、相互で理解して判断していくことしかできないと思います。文部科学省でもこのように書いていますが、今後の検討事項として、実際の進め方について、次回以降、マニュアルに盛り込んでほしいと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。 今後、開始までの流れ、取組については、詳細に皆さんと検討しながら進めさせていただきたいと考えていますが、実践までの流れについては、保護者と学校関係者との面談を予定しており、保護者及び主治医と詳細に相談しながら柔軟な対応をしていきたいと検討しています。
委員	最終的には、保護者が許可すれば、保護者の責任で対応食を提供することになるんですかね。
事務局	保護者と面談をしたうえで、最終的には教育委員会で、学校給食の対応食を提供するか慎重に決定していきたいと考えています。
委員	不適切ではありますが、何か事故等があった場合、誰が最終的に決定するのか、現場としては不安でないかと思いました。
委員長	少し整理させていただきます。 今、第3章の（3）アレルギー対応食の実施基準についてご意見いただいたところであります。この基準のとおりすすめると、現場では困るのではないかというお話です。その時に、最終的に誰が判断するのかも含めて、より具体的なことがあれば、現場は動きやすい、それは本当に、現場から

	すれば本当におっしゃる通りだと思います。最終的に誰が判断するのかについては、先ほど、所長さんから教育委員会がとおっしゃっていましたが、それについては、やはり保護者の方の意見に重きを置くのかなと思っています。今後しっかりと検討していただく事項かなと思います。
事務局	そうだと思います。アレルギーについては多岐にわたってたくさんありますので、最終的には、主治医の把握している内容と、日常生活で保護者が把握し考えたうえで、学校へ対応食における意見書を提出していただくことになるかと思います。それに基づき、現場は危険がないように、正しく提供することだと思います。
委員長	学校の現場として本校をイメージすると、非常に細かく保護者との連絡を取ったうえで提供をしており、養護教諭、担任、学級主任であったりが、この程度なら食べられるであったりとかやめておこうとかを都度話し合って対応しているところです。そのなかで、教育委員会でもご協力いただけないとおっしゃっていただいたので、相談をさせていただきながら、保護者の意見を十分に尊重して、変化にも対応したいと思いますので、次回、対応マニュアルについて検討できたらと思っています。
委員	基礎知識がないなかでの質問になりますが、保護者の立場からすると、今の話だけを聞くと、学校生活における管理指導表まで書いておきながら、実際は最終保護者の判断となると対応食の実施基準の混乱を招くものではないでしょうか。保護者と詰めて決定するならば、管理指導表は必要ないのではないかと思ってしまいます。「主治医の指示には従います。そのうえで、詳細については保護者との相談によって決定していく」というような、保護者との面談記録を残すなどしてほしいです。このマニュアルで言えば、生活管理指導表が第一になってくる気はしました。
委員長	保護者側からの意見も活かしていただいて、次回までに検討していただきたいと思います。
委員	例えば、サバのアレルギーがある人でも、生サバはだめだが、加熱すればいける、出汁であればいけるというように多岐にわたりますが、それでも管理指導表ではアレルギーあり記載されますので、そこについては、保護者から日常生活の状況を聞くことが一番の参考になりますので、強いアレルギーの人をひょっと見逃しては危険だという意味での問い合わせでした。ただ、先ほどから議論されている責任については、この場で今後議論していかなければいけないと考えています。
委員	管理指導表を保護者の方からいただいて、それをもとに面談を行って、それはすべて記録に残しています。内容としては、アレルギーがある食材があって、いつ頃どういった症状が出たかを聞き取りしたり、それから詳細献立表をもとに、除去であったりとか、学校にどんな配慮を求めるかで

	あつたりを聞いています。また内服薬、エピペンを持参するかどうか、また宿泊を伴う行事での配慮の有無についても聞き取りを行い、記録として残しています。ただ、この実施基準のなかの「医師の診断による出汁や調味料・だし・添加物等によるアレルギー症状がないこと」などについては、管理指導表にも記載がないことが多いのと、面談記録の中にもこの項目はなかったと思うので、把握する場面がないのではないかと思いました。
委員	その部分についてですが、私たち（栄養士）としても、管理指導表だけでは把握できないこともあると思っています。次回説明する予定でしたが、管理指導表を提出していただく際に、併せて食物アレルギー意見書というものも提出していただくことになります。私たちも、学校給食において対応食を提供するにあたって、4品目についても除去または代替の対応が仕切れないこともありますので、そのことについて、事前に主治医を中心に意見をいただきたいと考えています。管理指導表だけではなく、意見書もともに提出していただくことによって、調理場で安全を担保していくことを考えていますので、次回提案させていただきますので、検討をお願いいたします。
委員長	ありがとうございました。ほか、3章のところでいかがでしょうか。 ご質問がないようなので、続いてガイドラインの説明について、ご質問があればお願いします。 意見がないようですので、続きまして、議題の（6）その他について、事務局から何かございますか。
事務局	事務局からはありません。
委員長	分かりました。そのほか、委員の皆様から何か御意見があればいただきたいと思います。
委員	マニュアル案の2ページで、食物アレルギーのタイプとして即時型症状と書いているのですが、読んだときに違和感がありました。即時型症状は、食物アレルギーの最も一般的なタイプであることはそのとおりですが、主に湿疹のある皮膚から入ってきたアレルゲンにより発症するとありますが、皮膚から入ったアレルゲンが原因で即時型反応を起こすわけではありません。給食なので、食べたことにより即時型症状がおこりますが、感作がなければアレルギー反応はおこらないです。感作された状態で、最終的に食物を食べたときにアレルギー反応が起こるということなので、給食が皮膚に付いたからといって即時型症状が起きるわけではないことをご理解いただけたらと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。
委員長	他、ご意見はありますか。

	<p>ないようでありますので、以上で本日の議事を終了いたします。これをもちまして、議長の役目を終わらせていただきます。進行は事務局の方へお返しいたします。御協力、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>委員長がとうございました。委員の皆さんにおかれましても具体的なご意見ありがとうございました。次回の会議は10月9日（木）午後2時からの予定です。会議の前には御案内を差し上げますので、御多忙とは存じますが、何卒よろしくお願いいいたします。年度内に本日の会議を含め、5回程度の会議の開催を予定しています。</p> <p>それでは、以上をもちまして、さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会第1回会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>